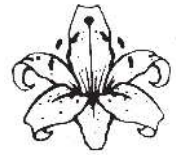


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 3 月18日 (金曜日)

定期第 292 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部一、〇三九円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一一五二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

目次	ページ	
<b>〇規則</b>		
神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則(スポーツ・スポーツ課)	147	県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(教委・行政課) 159
神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則(福祉子どもみらい・障害サービス課)	149	神奈川県奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則(教委・財務課) 160
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(健康医療・生活衛生課)	149	<b>〇教育委員会告示</b>
職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(産業労働・産業人材課)	154	神奈川県指定重要文化財の指定(教委・文化遺産課) 160
<b>〇告示</b>		<b>〇教育委員会教育長訓令</b>
土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除(環境農政・大気水質課)	154	神奈川県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程(教委・行政課) 160
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(2件)(環境農政・大気水質課)	154	県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則施行規程の一部を改正する規程(教委・財務課) 161
保安林の指定(県西地域県政総合センター)	155	<b>〇人事委員会規則</b>
家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法等の実施命令(環境農政・畜産課)	155	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(人委・総務課) 161
道路の区域変更(3件)(県土整備・道路管理課)	155	<b>〇選挙管理委員会告示</b>
道路の供用開始(2件)(県土整備・道路管理課)	156	公職選挙法施行令による施設の指定 161
電線共同溝を整備すべき道路の指定(2件)(県土整備・道路管理課)	156	<b>〇公安委員会規則</b>
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除(県土整備・砂防海岸課)	157	警察職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部を改正する規則(警察・会計課) 161
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定(県土整備・砂防海岸課)	158	<b>〇公告</b>
		調理師試験の実施(健康医療・生活衛生課) 162
		河川整備計画の策定(県土整備・河川課) 162
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第3項の規定による特定開発行為に関する対策工事等の完了(県土整備・砂防海岸課) 162
		開発行為に関する工事の完了(県西土木事務所) 162
		<b>〇入札公告</b>
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務・総務室) 163
		落札者等の公告(会計・調達課) 164
<b>〇教育委員会規則</b>		

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL: <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規	則
<p>神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和 4 年 3 月18日</p> <p>神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>神奈川県規則第18号</p> <p><b>神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則</b></p> <p>神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例施行規則(平成28年神奈川県規則第28号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第1項第1号中「(自転車駐車場(駐車場のうち原動機付</p>	<p>自転車、二輪自動車又は自転車等を駐車する場所をいう。以下同じ。)を除く。)」を削り、同項第2号中「及び」を「、」に改め、「以下同じ。)」の次に「及び自転車駐車場(駐車場のうち原動機付自転車、二輪自動車又は自転車等を駐車する場所をいう。以下同じ。)」を加える。</p> <p>第17条第1項を次のように改める。</p> <p>スポーツセンターの使用料の減免を受けようとする者は、利用しようとする日の3日前までに、所長が必要と認める書類を提示し、又は提出した上で、使用料減免申請書(第8号様式)により所長に申請しなければならない。ただし、陸上競技場(団体利用に限る。)の利用において使用料の減免を受けようとする者(前条第2項第2号(障害者を対象としたスポーツ行事を行う場合に限る。))又は第4号の規定により使用料の減額を受</p>

この公報は再生紙を使用しています

けようとする者を除く。)は、利用しようとする日の当日に、所長に申請しなければならない。  
 第17条第3項を次のように改める。  
 3 第1項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、所長に対し、書類を提示し、及び提出しなければならない。  
 (1) プール若しくはトレーニングルーム(それぞれ1回単位の利用に限る。)又は自動車駐車場 利用しようとする日の当日に、所長に対し、所長が必要と認める書類を提示し、及び第7条第2項又は第8条第1項の利用券を提出すること。  
 (2) プール若しくはトレーニングルーム(それぞれ1月単位の利用に限る。)又は陸上競技場 利用を開始しようとする日までに、所長に対し、所長が必要と認める書類を提示し、及び

第7条第1項第2号又は第3号に定める申込書を提出すること。  
 第17条に次の1項を加える。  
 4 陸上競技場(団体利用に限る。)の利用において、前条第2項第2号(障害者を対象としたスポーツ行事を行う場合に限る。)又は第4号の規定により使用料の減額を受けようとする者は、利用しようとする日の当日に、所長に対し、所長が必要と認める書類を提示し、及び第7条第1項第3号に定める申込書を提出しなければならない。  
 別表第1宿泊棟の項中「午前9時から午後9時まで」を「所長が別に定める時間」に改め、同表グリーンハウスの項中「同」を「午前9時から午後9時まで」に改める。  
 別表第3を次のように改める。

別表第3 (第7条関係)

区 分				申 込 期 間	
スポーツアリーナ1	メ	イ	フ	ア	利用しようとする日(以下「利用日」という。)の2月前の日の属する月の初日から利用日の3日前まで
	サ	ン	ロ	ア	
	会	議	室	1	
	研	議	室	2	
	研	修	室	1	
	研	修	室	2	
放	送	設	3	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の当日まで	
冷	房	設	備		
暖	房	設	備		
照	明	設	備		
スポーツアリーナ2	メ	イ	フ	ア	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の3日前まで
	多	目	的	フ	
	多	目	的	フ	
	ボ	ク	シ	ン	
	フ	ェ	ン	シ	
	ウ	エ	イ	ト	
	リ	フ	テ	ィ	
	ン	グ	フ	ロ	
	ア				
	控		室	1	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の当日まで
控		室	2		
プ	ー	ル	1回単位の利用	利用日の当日	
			1月単位の利用	利用を開始しようとする日(以下「利用開始日」という。)の2月前の日の属する月の初日から利用開始日の当日まで	
			専 用 利 用	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の属する月の前月の利用日に相当する日(前月に相当する日がない場合は、前月の末日)まで	
			専 用 利 用	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の属する月の前月の利用日に相当する日(前月に相当する日がない場合は、前月の末日)まで	
ト	レ	ニ	1回単位の利用	利用日の当日	
			1月単位の利用	利用開始日の2月前の日の属する月の初日から利用開始日の当日まで	
放	冷	送	設	備	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の当日まで
陸上競技場及び補助競技場	陸上競技場	一 般 利 用	個 人 利 用	利用開始日の1月前の日の属する月の初日から利用開始日の当日まで	
			団 体 利 用	利用日の当日	
		専 用 利 用	利用日の2月前の日の属する月の初日から末日まで		
	補 助 競 技 場	利用日の1月前の日の属する月の初日から利用日の前日の正午まで(陸上競技場(専用利用に限る。))と併せて利用する場合は、利用日の2月前の日の属する月の初日から末日まで)			
フ	ツ	ト	コ	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の3日前まで	
照	明	設	備	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の当日まで	
球 技 場	球	技	場	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の3日前まで	
	放	送	設	備	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の当日まで
テニスコート	テ	ニ	ス	コ	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の3日前まで
	照	明	設	備	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の当日まで
宿	泊	棟	利用日の6月前の日の属する月の初日(利用日が4月から7月までに属する場合は、その年の1月4日)から利用日の2週間前まで		

グリーンハウス	ミーティングルーム 1	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の当日まで
	ミーティングルーム 2	
駐 車 場	ラウンジ	利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の3日前まで
	自動車駐車場	利用日の当日(第16条第2項第5号の規定により使用料の減額を受けようとする場合は、利用日の2月前の日の属する月の初日から利用日の3日前まで)
	自転車駐車場	利用日の当日

第2号様式中

利用区分	全面・半面・4分の1面
------	-------------

利用区分	全 面	50m×8レーン
	半 面	50m×4レーン
	4分の1面	50m×2レーン
		25m×4レーン(水深1.2m側)
	25m×4レーン(水深2m側)	

改める。

第3号様式中

生 年 月 日 (一般以外の方)	年 月 日
整 理 番 号 (継続利用の方)	

生 年 月 日 (一般以外の方)	年 月 日
---------------------	-------

改める。

第4号様式中

利用の年月日	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで(年 日)
利用時間	午前 時 分から 午後 時 分まで
利用の目的	

利用の年月日	個人利用	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで(年 日)
	団体利用	年 月 日(曜日)
利用時間 (団体利用の方)		午前 時 分から 午後 時 分まで
利用の目的	<input type="checkbox"/> トラック競技 <input type="checkbox"/> 跳躍競技 <input type="checkbox"/> 投てき競技	

改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 のある欄には、該当する内にレ印を記入してください。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に受理した利用の申込みに係る申込期間について適用し、同日前に受理した利用の申込みに係る申込期間については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例施行規則第7条の規定による利用の申込みをした者で、同規則第9条の規定による通知を受けたものに係る使用料の減免申請については、改正後の第17条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第19号

**神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

**第1条** 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則(平成18年神奈川県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第3条の表神奈川県立さがみ緑風園の項中「120人」を「100人」に改める。

**第2条** 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の表中神奈川県立さがみ緑風園の項を削り、津久井やまゆり園の項の次に次のように加える。

さがみ緑風園	80人
--------	-----

**附 則**

この規則中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第20号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年神奈川県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「3箇月」を「6月」に、「縦5.5センチメートル、横4.5センチメートル」を「縦6センチメートル、横4センチメートル」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

製菓衛生師免許申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

製菓衛生師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

本籍地都道府県名 (国籍)			
住 所			
ふ り が な			
氏 名			
旧姓又は通称名の 併記の希望	有 ・ 無	併記する名前 の区分	旧姓 ・ 通称名
ふ り が な			
旧姓又は通称名			
生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女
電 話 番 号			

1 製菓衛生師法第8条の規定により免許の取消処分を受けたことはありません。

2 年 月 日 施行製菓衛生師試験合格

第 2 号様式中

「  
年 月 日  
 神奈川県知事殿

住 所  
 ふりがな を  
 氏 名  
 生年月日 年 月 日

製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

「  
年 月 日  
 神奈川県知事殿

製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

住 所	
ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	

に、

「神奈川県収入証紙はり付け欄」を「神奈川県収入証紙貼付け欄」に、「写真はり付け欄」を「写真貼付け欄」に、「3 箇月」を「6 月」に、「縦5.5cm、横4.5cm」を「縦 6 cm、横 4 cm」に改める。

第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 3 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

製菓衛生師試験受験資格職歴書

受験者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

受験資格を認定するのに必要な職歴	従業年数	従業場所		証明欄
		1 所在地		左のとおり菓子製造業務に従事していたことの営業者の証明  1 証明する営業者の営業所の所在地 2 証明する営業者の営業所の名称 3 証明する営業者の氏名 (法人にあつては、名称及び証明者の氏名)
		2 名称		
		3 業種		
		4 従事業務内容		
年月日から 年月日まで	1	1	1	
	2	2	2	
	3	3	3 (印)	
	4	4	4	
年月日から 年月日まで	1	1	1	
	2	2	2	
	3	3	3 (印)	
	4	4	4	
年月日から 年月日まで	1	1	1	
	2	2	2	
	3	3	3 (印)	
	4	4	4	
年月日から 年月日まで	1	1	1	
	2	2	2	
	3	3	3 (印)	
	4	4	4	
従業年数計	※	取扱者	※	

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第 4 号様式中「年 月 日生」を「年 月 日」に改める。

第 5 号様式を次のように改める。

第 5 号様式 (第 4 条関係) (製菓衛生師名簿) (用紙 日本産業規格 A 4 横長型)	
氏 名	ふりがな
旧姓又は通称名	ふりがな
本籍地 都道府県名 (国籍)	
登録番号	号
登録年月日	日
試験合格年月日	日
性別	男 ・ 女
事項	年 月 日
理由	
免許の取消し	
免許証の書換え交付	
免許証の再交付	
登録の消除	
備考	
実施)	(

第 6 号様式中 「住 所 名」を「住 所 名 に、  
氏 名」を「氏 名 に、  
電話番号」電話番号

氏 名		
-----	--	--

ふ り が な		
氏 名		
旧姓又は通称名の併記の希望	有 ・ 無	
併記する名前の区分	旧姓 ・ 通称名	
ふ り が な		
旧姓又は通称名		

改め、同様式の備考 1 中「変更が事実であることを」「申請の原因となる事実」に改める。

第 7 号様式中 「住 所 名」を「住 所 名 に改める。  
氏 名」を「氏 名 に改める。  
電話番号」電話番号

第 8 号様式中 「住 所 名」を  
氏 名 (製菓衛生師名簿登録番号第 号) 」を

「住 所 氏 名 に、  
電話番号」電話番号

破つた (汚した、失った) 年月日	
-------------------	--

製菓衛生師名簿登録番号	
破つた (汚した、失った) 年月日	

改める。

第 9 号様式中 「住 所 名」を「住 所 名 に改める。  
氏 名」を「氏 名 に改める。  
電話番号」電話番号

**附 則**

- この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 21 号

**職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則**

職業能力開発促進法施行条例施行規則 (平成 25 年神奈川県規則第 34 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の項中「35 歳」を「25 歳」に改め、「であって」の

次に「受検の申請時に雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 4 条第 1 項に規定する被保険者 (2 において「被保険者」という。) であるもののうち」を加え、「もの」を「者」に改め、同表 2 の項中「35 歳未満の者」を「25 歳未満の者であって、被保険者であるもの」に改める。

**附 則**

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**告 示**

**神奈川県告示第 95 号**

土壤汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) 第 6 条第 4 項の規定に基づき、次の要措置区域について同条第 1 項の指定を解除する。

令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 指定を解除する要措置区域  
伊勢原市上粕屋字南ヅ引 768 番 2 の一部 (次の図に示す部分に限る。)
- 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物
- 講じられた指示措置等  
土壤汚染の除去  
(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第 96 号**

土壤汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) 第 11 条第 2 項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域について同条第 1 項の指定を解除する。

令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 指定を解除する形質変更時要届出区域  
伊勢原市上粕屋字南ヅ引 768 番 2 の一部 (次の図に示す部分に限る。)
- 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
シアン化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去  
(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第 97 号**

土壤汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) 第 11 条第 2 項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域について同条第 1 項の指定を



解除する。

令和 4 年 3 月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
座間市ひばりが丘四丁目5,839番の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
  - 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去
- （「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県県央地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。）

**神奈川県告示第98号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和 4 年 3 月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 保安林の所在場所  
南足柄市矢倉沢字川入2,058の1・2,077・2,078・2,085・2,087（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、2,086
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び南足柄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**神奈川県告示第99号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、次のとおり消毒方法等の実施を命ずる。

令和 4 年 3 月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 実施の目的  
家きんの高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 実施する区域  
県内の家きんの飼養施設及びその周辺の区域であって、家畜保健衛生所長が必要と認めた区域

3 実施の期日

令和 4 年 4 月 1 日から同年 5 月 8 日まで

4 消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法の別  
消毒方法

5 実施方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第3の消毒方法による。

6 その他

消毒方法の種類その他消毒方法の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。

**神奈川県告示第100号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和 4 年 3 月18日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

横須賀三崎

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
横須賀市長井一丁目249番2から 三浦市初声町和田字黒ノ山615番2まで	旧	18.2メートルから 50.0メートルまで	710メートル
同	新	14.4メートルから 41.3メートルまで	同

**神奈川県告示第101号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和 4 年 3 月18日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

大山板戸

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
伊勢原市子易字スワウラ752番 5 地先から	旧	4.7メートル から	953メートル
同 字町家裏354番 2 地先まで		17.4メートル まで	
同	新	6.0メートル から	948メートル
同		32.7メートル まで	
同	新	同	同

**神奈川県告示第102号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県西土木事務所小田原土木センターにおいて、令和4年3月18日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類  
一般国道
- 2 路線名  
135号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
小田原市米神字沢尻559番 3 か ら	旧	10.5メートル から	135メートル
同 545番13ま で		21.3メートル まで	
同	新	10.5メートル から	同
同	38.1メートル まで		

**神奈川県告示第103号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和4年3月18日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類及び路線名  
県道大山板戸

- 2 供用開始の区間  
伊勢原市子易字町家裏321番 6 から  
同 上粕屋字石倉中1, 476番 3 地先まで
- 3 供用開始の日  
令和4年3月20日

**神奈川県告示第104号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和4年3月18日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類及び路線名  
県道上粕屋南金目
- 2 供用開始の区間  
伊勢原市上粕屋字石倉中1, 496番 2 地先から  
同 三ノ宮字上原田538番 2 まで
- 3 供用開始の日  
令和4年3月20日

**神奈川県告示第105号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和4年3月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類及び路線名  
一般国道134号
- 2 区間  
三浦市初声町下宮田字長作49番 1 から  
同 46番27までの上り線  
三浦市南下浦町菊名字當賀作1, 245番 8 から  
同 1, 247番62地先までの下り線  
三浦市初声町下宮田字長作 4 番 6 から  
同 字大原152番 4 までの下り線

**神奈川県告示第106号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和4年3月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類及び路線名  
県道横須賀三崎
- 2 区間

三浦市初声町下宮田字大原152番 4 から  
同 字長作 2 番14までの上り線  
三浦市初声町下宮田字長作46番27から

同 5 番 7 までの下り線  
三浦市南下浦町菊名字當賀作1, 247番10地先から  
同 字高山1, 259番 5 地先までの下り線

神奈川県告示第107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 4 年 3 月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
粟田 2 丁目 2	横須賀市粟田 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	粟田 2 丁目 2	横須賀市粟田 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
池田町 2 丁目 2	横須賀市池田町 2 丁目及び池田町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	池田町 2 丁目 2	横須賀市池田町 2 丁目及び池田町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
不入斗町 3 丁目 2	横須賀市不入斗町 3 丁目及び鶴が丘 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	不入斗町 3 丁目 2	横須賀市不入斗町 3 丁目及び鶴が丘 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
不入斗町 4 丁目 3	横須賀市不入斗町 4 丁目、坂本町 1 丁目及び汐入町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	不入斗町 4 丁目 3	横須賀市不入斗町 4 丁目、坂本町 1 丁目及び汐入町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
岩戸 1 丁目 5	横須賀市岩戸 1 丁目、岩戸 2 丁目、岩戸 3 丁目及び大矢部 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	岩戸 1 丁目 5	横須賀市岩戸 1 丁目、岩戸 2 丁目、岩戸 3 丁目及び大矢部 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大矢部 2 丁目 1	横須賀市大矢部 2 丁目、佐原 1 丁目、森崎 3 丁目及び森崎 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大矢部 2 丁目 1	横須賀市大矢部 2 丁目、佐原 1 丁目、森崎 3 丁目及び森崎 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鴨居 1 丁目 2	横須賀市鴨居 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鴨居 1 丁目 2	横須賀市鴨居 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鴨居 2 丁目 3	横須賀市鴨居 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鴨居 2 丁目 3	横須賀市鴨居 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
衣笠町19	横須賀市衣笠町及び小矢部 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	衣笠町19	横須賀市衣笠町及び小矢部 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
久村大塚 1	横須賀市久村、久里浜 2 丁目、久里浜 3 丁目及びハイランド 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	久村大塚 1	横須賀市久村、久里浜 2 丁目、久里浜 3 丁目及びハイランド 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小矢部 1 丁目 6	横須賀市小矢部 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小矢部 1 丁目 6	横須賀市小矢部 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
佐島 3 丁目 2	横須賀市佐島 3 丁目及び佐島 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	佐島 3 丁目 2	横須賀市佐島 3 丁目及び佐島 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
佐野町 5 丁目 1	横須賀市佐野町 5 丁目、佐野町 3 丁目、公郷町 3 丁目及び富士見町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	佐野町 5 丁目 1	横須賀市佐野町 5 丁目、佐野町 3 丁目、公郷町 3 丁目及び富士見町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
汐入町 3 丁目 4	横須賀市汐入町 3 丁目及び上町 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	汐入町 3 丁目 4	横須賀市汐入町 3 丁目及び上町 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
武 4 丁目 2	横須賀市武 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	武 4 丁目 2	横須賀市武 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長瀬 1 丁目 1	横須賀市長瀬 1 丁目、長瀬 2 丁目及び久比里 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長瀬 1 丁目 1	横須賀市長瀬 1 丁目、長瀬 2 丁目及び久比里 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鶴が丘 1 丁目 1	横須賀市鶴が丘 1 丁目及び平和台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鶴が丘 1 丁目 1	横須賀市鶴が丘 1 丁目及び平和台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

根岸町 2 丁目 1	横須賀市根岸町 2 丁目、根岸町 1 丁目及び大津町 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根岸町 2 丁目 1	横須賀市根岸町 2 丁目、根岸町 1 丁目及び大津町 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
野比 1 丁目 2	横須賀市野比 1 丁目、野比 3 丁目、野比 4 丁目及びハイランド 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	野比 1 丁目 2	横須賀市野比 1 丁目、野比 3 丁目、野比 4 丁目及びハイランド 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
野比 3 丁目 2	横須賀市野比 3 丁目及び野比 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	野比 3 丁目 2	横須賀市野比 3 丁目及び野比 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
野比 4 丁目 5	横須賀市野比 4 丁目及び野比 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	野比 4 丁目 5	横須賀市野比 4 丁目及び野比 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
ハイランド 1 丁目 2	横須賀市ハイランド 1 丁目、ハイランド 5 丁目及び野比 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	ハイランド 1 丁目 2	横須賀市ハイランド 1 丁目、ハイランド 5 丁目及び野比 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
富士見町 1 丁目 1	横須賀市富士見町 1 丁目、三春町 1 丁目、三春町 6 丁目及び安浦町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	富士見町 1 丁目 1	横須賀市富士見町 1 丁目、三春町 1 丁目、三春町 6 丁目及び安浦町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
富士見町 1 丁目 4	横須賀市富士見町 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	富士見町 1 丁目 4	横須賀市富士見町 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
富士見町 2 丁目 2	横須賀市富士見町 2 丁目及び富士見町 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	富士見町 2 丁目 2	横須賀市富士見町 2 丁目及び富士見町 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三春町 6 丁目 8	横須賀市三春町 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	三春町 6 丁目 8	横須賀市三春町 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
森崎 2 丁目 4	横須賀市森崎 2 丁目、森崎 4 丁目及び小矢部 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	森崎 2 丁目 4	横須賀市森崎 2 丁目、森崎 4 丁目及び小矢部 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
粟田 2 丁目 2	横須賀市粟田 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	粟田 2 丁目 2	横須賀市粟田 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
池田町 2 丁目 2	横須賀市池田町 2 丁目及び池田町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	池田町 2 丁目 2	横須賀市池田町 2 丁目及び池田町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
不入斗町 3 丁目 2	横須賀市不入斗町 3 丁目及び鶴が丘 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	不入斗町 3 丁目 2	横須賀市不入斗町 3 丁目及び鶴が丘 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
不入斗町 4 丁目 3	横須賀市不入斗町 4 丁目、坂本町 1 丁目及び汐入町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	不入斗町 4 丁目 3	横須賀市不入斗町 4 丁目、坂本町 1 丁目及び汐入町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
岩戸 1 丁目 5	横須賀市岩戸 1 丁目、岩戸 2 丁目、岩戸 3 丁目及び大矢部 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	岩戸 1 丁目 5	横須賀市岩戸 1 丁目、岩戸 2 丁目、岩戸 3 丁目及び大矢部 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大矢部 2 丁目 1	横須賀市大矢部 2 丁目、佐原 1 丁目、森崎 3 丁目及び森崎 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	大矢部 2 丁目 1	横須賀市大矢部 2 丁目、佐原 1 丁目、森崎 3 丁目及び森崎 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

鴨居 1 丁目 2	横須賀市鴨居 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鴨居 1 丁目 2	横須賀市鴨居 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鴨居 2 丁目 3	横須賀市鴨居 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鴨居 2 丁目 3	横須賀市鴨居 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
衣笠町19	横須賀市衣笠町及び小矢部 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	衣笠町19	横須賀市衣笠町及び小矢部 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
久村大塚 1	横須賀市久村、久里浜 2 丁目、久里浜 3 丁目及びハイランド 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	久村大塚 1	横須賀市久村、久里浜 2 丁目、久里浜 3 丁目及びハイランド 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小矢部 1 丁目 6	横須賀市小矢部 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	小矢部 1 丁目 6	横須賀市小矢部 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
佐島 3 丁目 2	横須賀市佐島 3 丁目及び佐島 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	佐島 3 丁目 2	横須賀市佐島 3 丁目及び佐島 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
佐野町 5 丁目 1	横須賀市佐野町 5 丁目、佐野町 3 丁目、公郷町 3 丁目及び富士見町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	佐野町 5 丁目 1	横須賀市佐野町 5 丁目、佐野町 3 丁目、公郷町 3 丁目及び富士見町 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
汐入町 3 丁目 4	横須賀市汐入町 3 丁目及び上町 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	汐入町 3 丁目 4	横須賀市汐入町 3 丁目及び上町 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
武 4 丁目 2	横須賀市武 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	武 4 丁目 2	横須賀市武 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鶴が丘 1 丁目 1	横須賀市鶴が丘 1 丁目及び平和台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鶴が丘 1 丁目 1	横須賀市鶴が丘 1 丁目及び平和台のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長瀬 1 丁目 1	横須賀市長瀬 1 丁目、長瀬 2 丁目及び久比里 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長瀬 1 丁目 1	横須賀市長瀬 1 丁目、長瀬 2 丁目及び久比里 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根岸町 2 丁目 1	横須賀市根岸町 2 丁目、根岸町 1 丁目及び大津町 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根岸町 2 丁目 1	横須賀市根岸町 2 丁目、根岸町 1 丁目及び大津町 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
野比 1 丁目 2	横須賀市野比 1 丁目、野比 3 丁目、野比 4 丁目及びハイランド 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	野比 1 丁目 2	横須賀市野比 1 丁目、野比 3 丁目、野比 4 丁目及びハイランド 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
野比 3 丁目 2	横須賀市野比 3 丁目及び野比 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	野比 3 丁目 2	横須賀市野比 3 丁目及び野比 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
野比 4 丁目 5	横須賀市野比 4 丁目及び野比 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	野比 4 丁目 5	横須賀市野比 4 丁目及び野比 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
ハイランド 1 丁目 2	横須賀市ハイランド 1 丁目、ハイランド 5 丁目及び野比 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	ハイランド 1 丁目 2	横須賀市ハイランド 1 丁目、ハイランド 5 丁目及び野比 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
富士見町 1 丁目 1	横須賀市富士見町 1 丁目、三春町 1 丁目及び三春町 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	富士見町 1 丁目 1	横須賀市富士見町 1 丁目、三春町 1 丁目及び三春町 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
富士見町 1 丁目 4	横須賀市富士見町 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	富士見町 1 丁目 4	横須賀市富士見町 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
富士見町 2 丁目 2	横須賀市富士見町 2 丁目及び富士見町 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	富士見町 2 丁目 2	横須賀市富士見町 2 丁目及び富士見町 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三春町 6 丁目 8	横須賀市三春町 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	三春町 6 丁目 8	横須賀市三春町 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
森崎 2 丁目 4	横須賀市森崎 2 丁目、森崎 4 丁目及び小矢部 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	森崎 2 丁目 4	横須賀市森崎 2 丁目、森崎 4 丁目及び小矢部 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。)

教育委員会規則

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月18日

神奈川県教育委員会  
教育長 桐 谷 次 郎

神奈川県教育委員会規則第 4 号

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則等  
の一部を改正する規則

(県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則(昭和33年神奈川県教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号、第 10 条第 1 項及び第 11 条第 1 項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第 2 号様式及び第 3 号様式中「保護者」を「保護者等」に改める。

(神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第 2 条 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和 44 年神奈川県教育委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項及び第 19 条の 5 第 1 項中「保護者」を「保護者等」に改める。

(神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第 3 条 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則(平成 20 年神奈川県教育委員会規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項及び第 25 条第 1 項中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正前の県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県教育委員会  
教育長 桐 谷 次 郎

神奈川県教育委員会規則第 5 号

神奈川県奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県奨学金貸付条例施行規則(平成 16 年神奈川県教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「を連帯保証人」の次に「(奨学生が未成年であるときは、連帯保証人のうち 1 人は、親権者又は未成年後見人とする。以下同じ。)」を加え、「この場合において、奨学生が未成年であるときは、連帯保証人のうち 1 人は、親権者又は未成年後見人とする」を「ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、連帯保証人を 1 人とすることができる」に改める。

第 11 条第 2 項中「若しくは奨学生の生計を維持する者」を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会告示

神奈川県教育委員会告示第 1 号

神奈川県文化財保護条例(昭和 30 年神奈川県条例第 13 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり神奈川県指定重要文化財に指定する。

令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県教育委員会  
教育長 桐 谷 次 郎

種別	名 称	数量	所有者	所 在 地
彫刻	木造男神立像	10 軀 1 箇 附 2 箇	宗教法人 高来神社	中郡大磯町西 小磯 446 番地 の 1 大磯町 郷土資料館
	木造女神立像			
	木造僧形神立像			
	木造男神立像 弘安五年の 銘がある			
	木造女神像頭部残欠 弘安 五年の銘がある			
	木造僧形神立像(頭部欠) 木造隨身立像(頭部欠) 附 左右袖部			

教育委員会教育長訓令

神奈川県教育委員会教育長訓令第 2 号

庁 中 一 般  
所管機関一般

神奈川県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県教育委員会  
教育長 桐 谷 次 郎

神奈川県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

神奈川県教育委員会事務決裁規程(昭和 39 年神奈川県教育委員会教育長訓令第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 5 行政部財務課の項室長又は課長専決事項の欄中 15 を 16 とし、7 から 14 までを 1 ずつ繰り下げ、6 の次に次のように加える。

7 奨学金規則第 5 条第 1 項ただし書の規定により連帯保証人を 1 人とすることを承認すること。

別表第 5 指導部高校教育課の項室長又は課長専決事項の欄中 17 を 18 とし、13 から 16 までを 1 ずつ繰り下げ、12 の次に次のように加える。

13 神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 5 条第 1 項ただし書の規定による委員の委嘱に関すること(高等学校等に係るものに限る。)

別表第 5 支援部特別支援教育課の項室長又は課長専決事項の欄中 12 を 13 とし、11 の次に次のように加える。

12 神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 5 条第 1 項ただし書の規定による委員の委嘱に関すること

(県立の特別支援学校に係るものに限る。)

**附 則**

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**神奈川県教育委員会教育長訓令第 3 号**

各 県 立 高 等 学 校  
各 県 立 中 等 教 育 学 校

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月18日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

**県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則施行規程の一部を改正する規程**

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則施行規程（昭和59年神奈川県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部の次に改正する。

第 2 条（見出しを含む。）中「保護者」を「保護者等」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**人事委員会規則**

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月18日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

**神奈川県人事委員会規則第 2 号**

**公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年神奈川県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとする。

第 2 条第 2 号を削り、同条第 3 号中イを削り、アの次に次のように加え、同号を同条第 2 号とする。

イ 地方税共同機構

ウ 一般社団法人 2 0 2 7 年国際園芸博覧会協会

**附 則**

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

**神奈川県選挙管理委員会告示第 7 号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項の規定による施設として、次のとおり指定した。

令和 4 年 3 月18日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

名 称	所 在 地
社会福祉法人あすか福祉会特別養護老人ホーム彩美苑	海老名市柏ヶ谷287の 1

**公安委員会規則**

警察職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月18日

神奈川県公安委員会

委員長 岡 田 優 子

**神奈川県公安委員会規則第 4 号**

**警察職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部を改正する規則**

警察職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則（平成13年神奈川県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「、施行規則第 2 条中「知事」とあるのは「公安委員会」と」を削る。

第 1 号様式中「概算受領印」を「概算受領」に、「受領印」を「受領」に、「精算確認印」を「精算確認」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 命令権者欄には、旅行命令権者が署名若しくは押印をし、又は承認したことを示す表示をすること。

2 概算受領欄及び受領欄には、請求者が署名又は押印をすること。

3 精算確認欄には、支出命令権者が署名又は押印をすること。

第 2 号様式に備考として次のように加える。

備考 命令権者欄には、旅行命令権者が承認したことを示す表示をすること。

第 3 号様式に備考として次のように加える。

備考 命令権者欄には、旅行命令権者が署名又は押印をすること。

第 4 号様式中「概算受領印」を「概算受領」に、「受領印」を「受領」に、「精算確認印」を「精算確認」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 概算受領欄及び受領欄には、請求者が署名又は押印をすること。

2 精算確認欄には、支出命令権者が署名又は押印をすること。

第 5 号様式中「受領印」を「受領」に、「精算確認印」を「精算確認」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 受領欄には、請求者が署名又は押印をすること。

2 精算確認欄には、支出命令権者が署名又は押印をすること。

第 6 号様式中「受領印」を「受領」に、「精算確認印」を「精算確認」に改め、同様式に備考として次のように加える。

- 備考 1 受領欄には、請求者が署名又は押印をすること。
- 2 精算確認欄には、支出命令権者が署名又は押印をすること。
- 第 7 号様式中「旅費請求書照合印」を「旅費請求書照合」に、「受領印」を「受領」に、「精算確認印」を「精算確認」に改め、同様式の備考に次のように加える。
- 3 旅費請求書照合欄には、旅行命令権者が署名又は押印をすること。
- 4 受領欄には、請求者が署名又は押印をすること。
- 5 精算確認欄には、支出命令権者が署名又は押印をすること。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 号様式から第 7 号様式までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

公 告

調理師法第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく調理師試験を次のとおり実施します。

令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 受験資格

学校教育法第 57 条に規定する者で、調理師法施行規則第 4 条に規定する施設又は営業において 2 年以上調理の業務に従事したものの。ただし、次に掲げる期間は、調理の業務に従事した期間とは認められません。

- (1) 専ら調理品の運搬及び配達、食器の洗浄、接客等直接調理に関係しない業務に従事した期間
- (2) 専ら製菓、製パン又は飲料の調製の業務に従事した期間
- (3) 食材の洗浄、料理の盛り付け等調理の一部の過程のみを行う業務に従事した期間
- (4) アルバイト、パート等で調理の業務に従事した期間（1 日 6 時間以上かつ週 4 日以上勤務している場合を除きます。）
- (5) 栄養士、保育士、看護師等の職種としてその主たる業務に付随して調理の業務に従事した期間

2 試験の方法及び科目

次の科目について学科試験を行います。

- (1) 公衆衛生学
- (2) 食品学
- (3) 栄養学
- (4) 食品衛生学
- (5) 調理理論
- (6) 食文化概論

3 試験の日時及び場所

令和 4 年 7 月 17 日(日)午前 10 時から正午まで 相模原市中央区淵野辺 5-10 の 1 青山学院大学相模原キャンパス

4 受験手続

次の書類等を受付場所へ持参してください。郵送によるものは、受け付けません。

- (1) 調理師試験受験願書
- (2) 学校教育法第 57 条に規定する者又は調理師法附則第 3 項の規定により同条に規定する者とみなされる者であることを証明する書類
- (3) 調理業務従事証明書
- (4) 写真（出願前 3 月以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像、無背景で、縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルのもの）
- (5) 試験手数料として 6,130 円分の神奈川県収入証紙（神奈川県収入証紙には、消印しないでください。）

5 受験願書の受付期間及び場所

令和 4 年 5 月 9 日(月)から同月 11 日(水)までの午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで 横浜市中央区海岸通 4-23 万国橋会議センター 4 階 401・402 号室

6 受験願書等の配布の時期及び場所

受験願書及び受験案内は、令和 4 年 4 月 1 日(金)から神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、かながわ県民センター、川崎県民センター、神奈川県の各保健福祉事務所及び神奈川県東京事務所並びに横浜市の各福祉保健センター、川崎市の各地域みまもり支援センター並びに相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市の保健所で配布します。

7 その他

この試験についての問合せは、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課（電話 045-210-4936）にしてください。

河川法第 16 条の 2 第 1 項の規定により、令和 4 年 2 月 28 日に、多摩川水系平瀬川ブロック河川整備計画を策定しましたので、その写しを神奈川県土整備局河川下水道部河川課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターに備え置いて一般の縦覧に供します。

令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、特定開発行為に関する対策工事等の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土砂災害特別警戒区域三田 1 丁目 2（令和 2 年神奈川県告示第 26 号）

2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市都筑区茅ヶ崎南二丁目 23 番 14 号

デックス株式会社 代表取締役 高山 裕司



都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県西土木事務所長 笠 間 順

開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡開成町中ノ名字横町55の1ほか11筆
開発区域の面積	1,089.93平方メートル
開発許可を受けた者の住所	平塚市錦町2の16
開発許可を受けた者の氏名	株式会社マッケンジーハウス 代表取締役 鳥居 大祐
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 10 月 20 日 神奈川県指令西土第610024号

## 入札公告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 調達内容

##### (1) 件名

次期神奈川情報セキュリティクラウド構築・運用業務委託

##### (2) 履行期間

契約締結日から令和10年 3 月 31 日まで

##### (3) 履行場所

仕様書によります。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「情報処理業務委託」に記載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 仕様書に示す業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

##### ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎1階 電話(045)210-6721)

##### イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号231-8588

横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

#### ウ 申請期限

令和 4 年 4 月 12 日(火)午後 4 時

#### エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎4階 神奈川県総務局総務室経理・債権管理適正化グループ 佐藤 広大 電話(045)210-2131

(2) 入札説明書の交付期間

令和 4 年 3 月 18 日(金)から同年 4 月 12 日(火)まで

#### 4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類等を令和 4 年 4 月 12 日(火)午後 4 時までに3の(1)の場所に提出してください。

#### 5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎4階 神奈川県総務局総務室経理・債権管理適正化グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

##### (1) 入札期間

令和 4 年 4 月 25 日(月)午前 8 時 30 分から同月 28 日(木)午後 3 時まで

##### (2) 開札日時

令和 4 年 4 月 28 日(木)午後 3 時 30 分

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 4 月 28 日(木)午後 3 時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

#### 6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

- (1) The nature and quantity of the services to be purchased :  
Consignment of construction and operation of the next  
"Kanagawa Security Cloud"
- (2) Time limit of tender : 3 : 00 p.m., April 28, 2022
- (3) Contact point for the notice : Kodai Sato, Accounting  
Group, Office of General Affairs, General Administration  
Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-Odori 1,  
Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan,  
Tel (045) 210-2131

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

令和 4 年 3 月 18 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>

- (1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の  
名称及び所在地 (3)落札決定日 (随意契約の場合は契約日) (4)  
落札者 (随意契約の場合は契約者) の氏名及び住所 (5)落札金額  
(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続  
(7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契  
約の場合はその理由

1

- (1)神奈川県立かながわ農業アカデミーほか12施設で使用する電力  
約4,145,512キロワット時 (2)神奈川県会計局調達課 横浜市中区日本大通1 (3)令和4年1月14日 (4)ゼロワットパワー株式会社 千葉県柏市若柴178の4 柏の葉キャンパスKOIL (5)85,655,127.526円 (6)一般競争入札 (7)令和3年11月2日

2

- (1)神奈川県立神奈川工業高等学校及び神奈川県立神奈川総合高  
等学校で使用する電力 約1,730,981キロワット時 (2)神奈川県  
会計局調達課 横浜市中区日本大通1 (3)令和4年1月14日 (4)  
日立造船株式会社 大阪府大阪市住之江区南港北1-7の89 (5)  
36,910,539.01円 (6)一般競争入札 (7)令和3年11月2日

3

- (1)神奈川県立総合高等学校マルチメディア教室ほか8校PC教室整備  
機器の借入れ (2)神奈川県会計局調達課 横浜市中区日本大通1  
(3)令和4年1月17日 (4)NECキャピタルソリューション株式  
会社 東京都港区港南2-15の3 (5)275,154,264円 (6)一般競  
争入札 (7)令和3年11月9日

4

- (1)神奈川県横須賀合同庁舎ほか5施設で使用する電力 約  
4,015,834キロワット時 (2)神奈川県会計局調達課 横浜市中区  
日本大通1 (3)令和4年1月27日 (4)丸紅新電力株式会社 東京  
都千代田区大手町1-4の2 (5)89,422,350.88円 (6)一般競  
争入札 (7)令和3年11月16日

5

- (1)神奈川県庁舎 (本庁舎・新庁舎・西庁舎) ほか10施設で使  
用する電力 約8,360,959キロワット時 (2)神奈川県会計局調達課

- 横浜市中区日本大通1 (3)令和4年1月27日 (4)ゼロワットパ  
ワー株式会社 千葉県柏市若柴178の4 柏の葉キャンパスKO  
IL (5)176,086,499.08円 (6)一般競争入札 (7)令和3年11月16  
日

- (1)神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所ほか7施設で使用する電力  
約4,714,914キロワット時 (2)神奈川県会計局調達課 横浜市中  
区日本大通1 (3)令和4年1月27日 (4)丸紅新電力株式会社 東  
京都千代田区大手町1-4の2 (5)98,447,389.32円 (6)一般競  
争入札 (7)令和3年11月16日

- (1)神奈川県平塚保健福祉事務所ほか13施設で使用する電力 約  
5,973,021キロワット時 (2)神奈川県会計局調達課 横浜市中区  
日本大通1 (3)令和4年1月27日 (4)丸紅新電力株式会社 東京  
都千代田区大手町1-4の2 (5)122,037,658.3円 (6)一般競  
争入札 (7)令和3年11月16日

- (1)神奈川県横須賀土木事務所ほか10施設で使用する電力 約  
2,354,287キロワット時 (2)神奈川県会計局調達課 横浜市中区  
日本大通1 (3)令和4年1月27日 (4)丸紅新電力株式会社 東京  
都千代田区大手町1-4の2 (5)50,948,304.74円 (6)一般競  
争入札 (7)令和3年11月16日

- (1)神奈川県立図書館ほか7施設で使用する電力 約6,000,301キ  
ロワット時 (2)神奈川県会計局調達課 横浜市中区日本大通1  
(3)令和4年1月27日 (4)丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大  
手町1-4の2 (5)130,035,439.34円 (6)一般競争入札 (7)令和  
3年11月16日

- (1)神奈川県加賀町警察署元町交番ほか474施設で使用する電力  
約3,810,137キロワット時 (2)神奈川県会計局調達課 横浜  
市中区日本大通1 (3)令和4年2月8日 (4)ミツウロコグリー  
ンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2-11の2 (5)  
99,876,506.66円 (6)一般競争入札 (7)令和3年12月7日

- (1)造作家具 一式 (2)神奈川県会計局調達課 横浜市中区日本大  
通1 (3)令和4年1月31日 (4)丸善雄松堂株式会社 東京都中央  
区日本橋2-3の10 (5)62,150,000円 (6)一般競争入札 (7)令和  
3年12月17日

- (1)キャビネットほか 入札説明書及び仕様書のとおり (2)神奈  
川県会計局調達課 横浜市中区日本大通1 (3)令和4年3月2  
日 (4)丸善雄松堂株式会社 東京都中央区日本橋2-3の10 (5)  
94,600,000円 (6)一般競争入札 (7)令和4年1月18日